

みえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務

企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

県では、新たな林業人材育成機関として、「みえ森林・林業アカデミー」を平成31年4月に開校し、主に既就業者を対象に、森林・林業の新たな価値を創出し、中山間地域の活性化につながる人材の育成に取り組んでいるところです。現在、アカデミーの講座を開講している林業研究所の老朽化が進んでいることから、今後の効率的な講座運営及び充実した教育環境を実現するため、林業人材育成の拠点となる新校舎の整備を行います。

なお、新校舎の整備に当たっては、「みえ木材利用方針」に基づき県産材を用いた木造建築物で計画していますが、建設に必要な大量の部材を生産するためには準備期間が必要であり、材工同時発注で実施した場合、工期内における竣工が困難となることが予想されます。そのため、必要な部材を確実に準備できるスケジュールとするため材工分離で発注することとし、本業務において構造用木材等の委託生産を行います。

2 業務内容

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | みえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和5年2月21日（火）まで |
| (3) 委託内容 | 別添「みえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務仕様書」のとおり |

- 3 契約上限額 52,091,600円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ・三重県内に本支店及び営業所等を有する事業者であること。
- (2) 最優秀提案者資格
- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「みえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

(1) 審査項目等

企画提案コンペの審査項目等は別添「最優秀提案者決定基準」のとおりとする。

(2) 企画提案書の審査

- ・企画提案資料の提出後、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを行い最優秀提案者を選定する。
- ・日時：令和4年2月22日（火）9時00分から
- ・WEB会議システムを併用して実施する。
- ・プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- ・プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和4年2月17日（木）17時までに電子メールまたはFAXで連絡する。
- ・ただし、応募者が10者を超えるなどの場合には、プレゼンテーションに先立ち、書類審査を行う場合がある。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

「提案書記載要領」のとおり

(2) 見積書 8部（正本1部、副本7部）

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(3) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

7 提出方法

(1) 提出期限 令和4年2月17日（木）15時必着（期限厳守）

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする）。

(2) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 森林・林業経営課

8 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和4年2月8日（火）15時まで（必着）

(2) 質問の提出

当該企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、17に記載の担当課・連絡先まで、FAX又は電子メールで提出すること。送信後は、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務委託にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する質問は受け付けていない。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問及びその回答については、は令和4年2月10日（木）17時までに、三重県ホームページに掲載する。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第4号様式）

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部森林・林業経営課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部森林・林業経営課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課

Tel : 059-224-2565 FAX : 059-224-2070

E-mail: shinrin@pref.mie.lg.jp 担当：河原